

3. 医 療 ・ 療 育

～公費医療受給者証と医療証の両方をお持ちの方へのお知らせ～

神奈川県内の医療機関では、公費医療受給者証と医療証の併用が可能です。被保険者の資格情報がわかるものと共に必ず公費医療受給者証と医療証の両方をご提示ください。国の公費負担医療が優先適用された後の自己負担額に対して、本市の医療費助成を適用します。

<対象：次の両方を持っている方>

■公費医療受給者証 自立支援医療、指定難病医療、小児慢性特定疾病など

■医療証 重度障害者医療費助成、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成

<医療機関で提示するもの>

①被保険者の資格情報がわかるもの ②特定疾病療養受療証（持っている方） ③公費医療受給者証

④医療証 ※神奈川県外の医療機関では、④医療証は使用できません。

自立支援医療（更生医療）

身

指定自立支援医療機関で、障がい除去したり、障がいの程度を軽くしたりするために必要な医療（人工透析療法、抗 HIV 療法、人工関節置換術、ペースメーカー埋込み手術、中心静脈栄養法、腎臓・心臓・肝臓移植術及び移植後の抗免疫療法など）を受ける場合、保険診療の自己負担が 1 割になります（所得などによって自己負担の上限月額が設定されます）。

利用できる方

18 歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方

手 続 き

※利用するためには、障害者更生相談所の判定が必要です。

①身体障害者手帳、②医学的判定（意見）書、③更生医療意見書、④被保険者の資格情報がわかるもの、⑤人工透析の場合は特定疾病療養受療証（マイナポータルで確認できる画面の提示も可）、⑥所得が確認できる書類、⑦マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）

※必ず医療を受ける前に申請してください。

自立支援医療（精神通院医療）

精

通院医療費の自己負担が原則 1 割になります。所得などによって自己負担の上限月額が設定されます。入院医療費は該当しません。

利用できる方

精神疾患があり、通院治療を受ける必要がある方

手 続 き

①医師の診断書、②健康保険の加入状況がわかるもの（保険単位の世帯を確認する書類）の写し、③所得確認書類（市県民税課税証明書等）、④マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）

※毎年の更新が必要ですが、診断書の提出は 2 年に 1 度です。

※有効期限の 3 か月前から更新申請ができます。

※本制度をお使いの方で、住所、氏名、通院先、保険の種類に変更があった場合及び生活保護の開始・廃止があった場合は、変更手続きが必要です。

※健康保険の加入状況がわかるもの

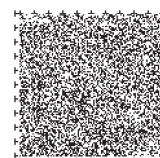
・健康保険組合等から交付される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の写し

・マイナポータルにログインして保険証情報を提示、または画面を印刷したもの

※必要書類は世帯や所得により異なりますので、あらかじめ窓口にご相談ください。

■自立支援医療(更生医療)と自立支援医療(精神通院医療)の窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)



自立支援医療（育成医療）

生まれつきあるいは病気などで身体に障がいのある児童が、生活能力を得るために必要な治療を、指定自立支援医療機関で受ける場合、その費用の全部または一部を公費で負担する制度です。
※保護者等の所得により所得制限及び自己負担があります。

利用できる方

18歳未満の肢体不自由・視覚・聴覚・音声障害又は先天性内臓疾患などの障がいがあり、確実な治療効果が期待できる児童。

小児慢性特定疾病医療

小児の慢性疾病のうち、特定の疾病について指定小児慢性特定疾病医療機関で治療を受けるとき、その治療費用（医療保険の自己負担分）の一部を公費で負担する制度です。

※保護者等の所得により自己負担があります。

利用できる方

18歳未満で対象疾病に罹患し、その症状が認定基準に該当している児童
※年1回の更新手続きが必要になります。18歳以上については更新申請の場合のみ、20歳の誕生日前日まで延長することができます。
※該当する疾病や認定基準は、「小児慢性特定疾病情報センター」
(<https://www.shouman.jp>) をご覧ください。

※小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業については27ページに掲載



■自立支援医療（育成医療）と小児慢性特定疾病医療の窓口

【緑区の方】 緑子育て支援センター	
母子保健班（緑区合同庁舎4階）	電話(042)775-8829
城山担当（城山総合事務所本館1階）※事前に母子保健班へご連絡ください	
津久井母子保健班（津久井保健センター1階）	電話(042)780-1420
相模湖担当（相模湖総合事務所2階）※事前に津久井母子保健班へご連絡ください	
藤野担当（藤野総合事務所内）※事前に津久井母子保健班へご連絡ください	
【中央区の方】 中央子育て支援センター（ウェルネスさがみはらA館1階）	
母子保健班	電話(042)769-8222
【南区の方】 南子育て支援センター（南保健福祉センター3階）	
母子保健班	電話(042)701-7710
【各区共通・事務担当課】	
こども家庭課保健事業班（市役所本館4階）	電話(042)769-8345

指定難病医療

指定難病に罹患している方で、特定医療費の支給認定を受けた方は、指定医療機関から指定難病に係る医療を受けたとき、その医療費の一部の助成を受けることができます。

利用できる方

指定難病のいずれかに罹患しており、認定基準を満たす方（専用診断書の提出後、審査あり）

窓口
（●は担当課）

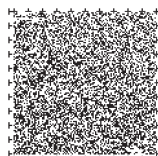
【各区共通】 緑保健センター（→2ページ）
緑保健センター 津久井担当（→2ページ）
中央保健センター（→2ページ）
南保健センター（→2ページ）

【郵送の場合】

〒252-5277 中央区中央 2-11-15

●疾病対策課難病対策班（ウェルネスさがみはらB館4階）

電話 (042)769-8324 FAX (042)750-3066



重度障害者医療費の助成

身 知 精

3

医療・療育

医療機関等で受診した場合の保険診療の自己負担分を助成します。ただし、生活保護制度利用者は対象とはなりません。また、入院時の食事代、高額療養費などの健康保険給付分、他の公費負担医療制度を受けられる医療費は除きます。

申請できる方

次のいずれかに該当し、健康保険に加入している方

①身体障害者手帳の1級または2級の方

②IQ（知能指数）が35以下の方

③身体障害者手帳3級の方で、かつIQが50以下の方

④精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の方

※①～④に該当することになった年齢が65歳以上の場合は対象外

※令和8年10月から、18歳に達する日以降の最初の3月31日を過ぎている受給者に対して、特別障害者手当に準拠した所得制限が導入されます。

被保険者の資格情報がわかるもの、障害者手帳を持って申請してください。

手 続 き
窓 口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

ひとり親家庭等医療費の助成（障がいに関する部分抜粋）

身 知 精

父又は母が重度の障がいの状態にある場合、父又は母及び児童が、医療機関等で受診した場合の保険診療の自己負担分を助成します。ただし、重度障害者医療費助成制度の該当者及び生活保護制度利用者は対象となりません。※所得制限があります。

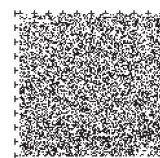
手 続 き

対象者全員の加入する健康保険の資格情報がわかるものの写し、戸籍謄本、申請者及び児童、扶養義務者等の個人番号確認書類、身元確認書類、その他の状況に応じた書類（お問合せください）を持って申請してください。

※児童扶養手当の認定を受けているか、申請中の方は戸籍謄本を省略できます。

窓 口

【各区共通】	電話
緑子育て支援センター	
子育てサービス班（緑区合同庁舎3階）	(042)775-8813
同 城山担当（城山総合事務所本館1階）	(042)783-8060
同 津久井担当（津久井保健センター1階）	(042)780-1420
同 相模湖担当（相模湖総合事務所2階）	(042)684-3737
同 藤野担当（藤野総合事務所内）	(042)687-5515
中央子育て支援センター子育てサービス班（ウェルネスさがみはら1階）	(042)769-9267
南子育て支援センター子育てサービス班（南保健福祉センター3階）	(042)701-7723
緑区役所区民課（緑区合同庁舎2階）	(042)775-8803
中央区役所区民課（本館1階） ※転入時のみ	(042)769-8227
南区役所区民課（南区合同庁舎1階）	(042)749-2131
まちづくりセンター（大沢・城山・津久井・相模湖・藤野・大野北・田名・上溝・大野中・麻溝・新磯・相模台・相武台・東林）及び各出張所	
【郵送の場合】〒252-5277 中央区中央2-11-15 子育て給付課医療給付班宛て	



精神障害者入院医療援護金

精

月に 20 日以上入院し、医療費及び介護給付費に係る自己負担額が月額 10,000 円以上の場合、月額 10,000 円が支給されます。

3

医療・療育

利用できる方

精神科病院又は一般病院の併設精神科病棟に入院している方で、市内に住民登録があり、本人及び同一世帯全員の申請年度の市町村民税所得割額を合算した額が一定額以下の方

手続き

※重度障害者医療費助成制度等により、医療費の自己負担額が全額助成される方は対象になりません。

①相模原市精神障害者入院医療援護金支給申請書兼同意書

②15 歳未満の方を除く世帯全員の市民税課税額確認書類（市県民税課税証明書等）

※ ②は本市で課税されている方は省略することができます。

③支払金口座振替依頼書

④振込口座の預金通帳等のコピー（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義が記載されているもの）

※ 個人口座への振込をご希望の場合には、③④の提出が必要です。

窓口

⑤申請者が法定代理人の場合は、それを証明する書類（写し）

【各区共通】

精神保健福祉課（ウェルネスさがみはら A 館 2 階） 電話(042)769-9813

後期高齢者医療制度

身 知 精

医療機関等で支払う自己負担額が、所得に応じて保険給付の 1 割・2 割・3 割負担になります。

対象者

通常 75 歳以上の方が対象ですが、次のいずれかに該当する方は、65 歳から任意で加入できます。

1. 1 級、2 級、3 級の身体障害者手帳をお持ちの方

2. 4 級の身体障害者手帳をお持ちの方で次のいずれかに該当する方

ア. 両下肢のすべての指を欠く方

イ. 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠く方

ウ. 一下肢の機能に著しい障がいのある方

エ. 音声又は言語機能に著しい障がいのある方

3. A1、A2 の療育手帳をお持ちの方

4. 1 級、2 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

5. 障害基礎年金 1 級および 2 級の国民年金証書をお持ちの方

手続き
窓口

障がいの程度が分かる身体障害者手帳等が必要です。

【各区共通】（●は担当課）

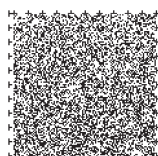
●国保年金課後期高齢班（市役所本館 1 階）後期コールセンター 電話(042)707-8787

城山福祉相談センター（→1 ページ）

津久井高齢・障害者相談課 地域・高齢福祉班（→3 ページ）

相模湖福祉相談センター（→1 ページ）

藤野福祉相談センター（→1 ページ）



高額療養費制度

医療機関や薬局の窓口で支払った一部負担金が、1 か月で自己負担限度額を超えたときに、その超えた金額を支給する制度です。

限度額適用（・標準負担額減額）認定証

1 か月に1つの医療機関で自己負担限度額を超える診療を受けるときは、医療機関などに「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」、保険証登録をしているマイナンバーカード又は限度区分（所得区分）が記載された資格確認書を提示すると、保険適用分の医療費の一部負担金について、自己負担限度額を上限とすることができます。

特定疾病療養受療証

- ① 人工透析を必要とする慢性腎不全
- ② 先天性血液凝固因子障害の一部
- ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

上記①～③の疾病の場合、申請により交付される「特定疾病療養受療証」又は保険証登録をしているマイナンバーカードを医療機関の窓口に表示すれば1つの医療機関につき、入院、外来ごとに月額10,000円の自己負担になります（70歳未満の方で人工透析を必要とする慢性腎不全の方については、所得状況により、月額20,000円になる場合があります）。

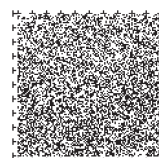
■高額療養費制度、限度額適用（・標準負担額減額）認定証、特定疾病療養受療証の手続きについて
・加入している医療保険ごとに申請方法が異なります。詳しい内容については各医療保険へお問い合わせください。
・市国民健康保険加入者や後期高齢者医療制度加入者の場合は、以下の窓口へお問い合わせください。

市国民健康保険加入の方は

【各区共通】（●は担当課）	
●国保年金課（市役所本館1階）	国保コールセンター(042)707-8111
緑区役所区民課（緑区合同庁舎2階）	電話(042)775-8803
南区役所区民課（南区合同庁舎1階）	電話(042)749-2131
城山まちづくりセンター（城山総合事務所本館1階）	電話(042)783-8103
津久井まちづくりセンター（津久井総合事務所1階）	電話(042)780-1400
相模湖まちづくりセンター（相模湖総合事務所2階）	電話(042)684-3214
藤野まちづくりセンター（藤野総合事務所1階）	電話(042)687-5514

後期高齢者医療制度加入の方は

【各区共通】（●は担当課）	
●国保年金課後期高齢班（市役所本館1階）	後期コールセンター(042)707-8787
城山福祉相談センター（→1ページ）	
津久井高齢・障害者相談課 地域・高齢福祉班（→3ページ）	
相模湖福祉相談センター（→1ページ）	
藤野福祉相談センター（→1ページ）	



知的障害者更生相談

知

障害者更生相談所が、知的障がいの有無や療育手帳の取得などについて、総合的判断をしたうえで助言等を行います。

利用できる方

18歳以上の方で、相談の対象と認められた方

※事前に電話等でお問い合わせください。

窓 口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

障害児等療育支援事業

身 知 精

障がいのある子どもとその保護者等の相談に応じ、必要な療育支援などを行っています。

窓 口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑子育て支援センター 療育相談班 療育相談班 津久井担当 療育相談班 相模湖担当 療育相談班 藤野担当 (→3 ページ)	中央子育て支援センター 療育相談班 (→3 ページ)	南子育て支援センター 療育相談班 (→3 ページ)

機能訓練事業

身 知

① 理学療法

発達の遅れや障がいのために、暮らしの中での様々な姿勢や動作に支障のある方に、相談や訓練、福祉機器についての助言など生活上の技術援助を行っています。

② 作業療法

発達の遅れや障がいのために家庭や保育園・幼稚園、学校等での活動、日常生活動作に支障のある方に、相談・訓練や生活上の技術援助を行っています。

③ 言語聴覚療法

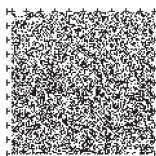
ことば・きこえ・食べることの発達や、コミュニケーションに心配がある方に、相談・訓練や生活上の技術援助を行っています。

利用できる方

機能的な障がいや発達に遅れがあり、訓練が必要な方で他の機関等で機能訓練を受けていない方等

窓 口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑子育て支援センター 療育相談班 (→3 ページ)	中央子育て支援センター 療育相談班 (→3 ページ)	南子育て支援センター 療育相談班 (→3 ページ)



支援保育

身 知 精

生活上適切な配慮が必要なお子さんに対し、保育所・認定こども園・幼稚園の集団生活の中で、より良い成長や発達のために、通常の保育に加え、人的または環境的に配慮した支援をおこなうものです。お子さんの発達について気になるところがあり通園希望の方は、下記の窓口にお問い合わせください。

窓 口

【保育園・認定こども園（2・3号認定）に通園希望】

【緑区の方】	
緑子育て支援センター	
子育てサービス班（緑区合同庁舎 3 階）	電話(042)775-8813
同 城山担当（城山総合事務所本館 1 階）	電話(042)783-8060
同 津久井担当（津久井保健センター 1 階）	電話(042)780-1420
同 相模湖担当（相模湖総合事務所第 2 階）	電話(042)684-3737
同 藤野担当（藤野総合事務所内）	電話(042)687-5515
【中央区の方】	
中央子育て支援センター	
子育てサービス班（ウェルネスさがみはら A 館 1 階）	電話(042)769-9267
【南区の方】	
南子育て支援センター	
子育てサービス班（南保健福祉センター 3 階）	電話(042)701-7723

【幼稚園・認定こども園（1号認定）に通園希望】

希望先の各幼稚園・認定こども園

【各区共通・事務担当課】

保育課（市役所本館4階） 電話(042)769-8340、(042)769-8341

在宅重症心身障害児者支援事業

身 知

医師や施設の専門職員が在宅重症心身障がい児者の家庭や地域での生活を支援します。

支援の内容

- ①医師の訪問による医療的な助言、指導
- ②専門職員の訪問による療育的な助言、指導
- ③施設における療育上の特別な助言、指導

利用できる方
窓 口

市内に居住する在宅の重症心身障がい児者とその家族
児童相談所（→2 ページ）

重症心身障害児(者)訪問看護支援事業

身 知

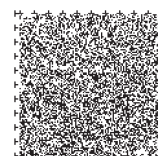
在宅の重症心身障がい児(者)の方が、医療サービスによる訪問看護に連続して、福祉サービスによる訪問看護(90 分まで)を利用した場合、その費用を支給します。

利用できる方

児童相談所で重症心身障がい児の認定を受けた方のうち、国の基準に基づく超重症児(者)又は準超重症児(者)と判定され、医療サービスとして行われる訪問看護を利用する方

窓 口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)



障害者歯科診療

身 知

診療場所	相模原口腔保健センター 〒252-0236 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら B 館 2 階
診療日時	毎週火曜日と木曜日（週 2 回） 時間は、午後 1 時～午後 5 時 ただし、祝日、お盆、年末年始は除きます。
申し込み	電話による予約制 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 ただし、祝日、年末年始は除きます。 ※診療を受けるときは、マイナンバーカードまたは資格確認書、各種医療証を持参してください。 ※地域の歯科診療を希望される方は、歯科医師会へご相談ください。
利用できる方	原則として、一般の診療所では治療の困難な障がい児・障がい者の方
窓 口	公益社団法人相模原市歯科医師会
所在地	〒252-0236 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 6 階
電 話	(042)756-1501
F A X	(042)755-3289
ホームページアドレス	http://www.e-sda.jp/



歯科訪問診療・口腔ケア

身 知 精

歯科医師会の歯科医師による訪問診療や口腔ケアを受けることができます。

利用できる方	身体的理由または精神的理由により歯科医院に通院困難な方が対象になります。
窓 口	公益社団法人相模原市歯科医師会地域連携室
所在地	〒252-0236 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 6 階
電 話	(042)707-8015
F A X	(042)707-8015
ホームページアドレス	http://www.e-sda.jp/



臓器移植・アイバンク

臓器移植には、他の方の健康な臓器の提供が不可欠です。

臓器移植に関しては、一人ひとりが 4 つの権利を持っています。死後に臓器を「提供する」「提供しない」あるいは移植を「受ける」「受けない」という権利であり、どの考え方も等しく尊重されます。死後の臓器提供については、自分で決定できる権利となっていますが、最終的には家族の承諾が必要となるので、家族と話し合い、意思について伝え合っておくことが大切です。

※角膜移植、臓器移植を受けたい方は、直接病院にお問い合わせください。

※角膜の提供登録希望の方はアイバンク・臓器移植推進本部へお問い合わせください。

窓 口	公益財団法人かながわ健康財団 アイバンク・臓器移植推進本部
所在地	〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1 神奈川県総合医療会館 5 階
電 話	(045)242-3961
F A X	(045)242-2939
ホームページアドレス	https://www.khf.or.jp/kjebank/

